

令和元年10月10日
四国電力株式会社

**伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設に係る
工事計画（4分割目）の認可について**

伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設（特重施設）^{※1}については、施設の設置工事を効率的に行うため、工事計画を5回に分割して原子力規制委員会に申請しています。

このうち4分割目の工事計画について、本日、原子力規制委員会より認可をいただきましたので、お知らせいたします。

特重施設の設置については、引き続き、丁寧かつスピード感を持って審査に対応するとともに、工事についても、安全を最優先に可能な限り工期短縮が図れるよう最大限の努力を継続してまいります。

※1 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、本体設備の工事計画認可から5年以内の設置が求められている。

平成28年3月23日に本体設備の工事計画の認可を受けており、特重施設の設置期限は5年後の令和3年3月22日となっている。

（参考）伊方発電所3号機の特重施設に係る工事計画認可申請の状況

	申請	認可
1分割目	平成29年12月7日	平成31年3月25日
2分割目	平成30年3月16日	審査継続中
3分割目	平成30年5月11日	審査継続中
4分割目	平成30年8月13日 ^{※2}	令和元年10月10日
5分割目	令和元年7月11日	審査継続中

※2 令和元年7月11日、それまでの審査状況および現地工事の詳細設計の進捗状況を踏まえ、早期に工事を進める観点から、従来の4分割目を2つに分け、4分割目の補正申請および新たに5分割目の申請を行った。

以上